

7 接收解除

■市民生活への影響

市内には、現在一〇か所、五二七haの米軍基地がある(図一)。これらの米軍基地は、昭和二七年の行政協定締結当時(一一一七ha)と比べるとその面積は大幅に縮小したとはいえ、三〇〇万人都市にふさわしい都市基盤の整備を進めるうえで、なお大きな障害となっている(表一)。

また、市民生活のうえで、基地は周辺の住民にさまざまな影響を与えている。たとえば、瀬谷区と旭区にまたがる上瀬谷通信施設周辺では、約七〇〇haにわたって電波障害防止制限地域が設けられ、建物の建

築などの制限を受けている。また、戸塚区の深谷通信所周辺でも、ここから発信される電波により、テレビなどの難視聴が発生し、五四年度から全額国の費用で共同アンテナ方式によるテレビ受信障害防止事業が行われている。

一方、市内には鶴見区と金沢区に貯油施設があり、五四年七月には鶴見貯油施設で、五六年一〇月には小柴貯油施設でタンク火災事故が発生した。これらの施設の防災対策は今後とも一層強化されなければならないが、五五年五月には消防局と米海軍との間で締結していた消防相互援助協約の全面改訂を行い、より効果的な運用を図ることにしている。また、五二年九月に発生した緑区ジェット機墜落事故はなお記憶に新しい。横浜上空を通過する米軍機の航空安全については、市もくり返し要請している。

■接收解除のための努力

これらの米軍基地の接收解除は、これまで常に市政の重要課題として市、市議会や市民が一体となって取り組んできたが、五七年四月までに一〇八八haが返還された。

四八年四月以降に返還された主な施設としては、横浜ノース・ドック内モータープール(九・二ha)、横浜ベーカーリー(〇・六ha)、横浜チャペルセンター(二・二ha)などがあり、五七年三月には、市中心部にある横浜海浜住宅地区、新山下住宅地区の全部と根岸住宅地区の一部、合計八二haに及ぶ市民待望の大規模返還が実現した。

これらの返還された米軍基地、たとえば横浜ノース・ドック内モータープールは、約一〇〇万人の市民の汚水処理する神奈川県下水道処理場として使用し、横浜チャペルセンターは、一部を横浜スタジアム用地にあてるとともに、横浜公園の「水の広場」として整備し、広く市民に親しまれている。また、横浜海浜住宅地区は、返還を契機として土地区画整理事業を実施し、閑静な

表一 接收解除面積

(昭和57年4月現在の累計)

種別	土地	建物
接收面積 (m ²)	16,160,026	1,072,586
解除面積 (m ²)	10,883,594	910,518
未解除面積 (m ²)	5,276,432	162,068
解除率	67%	85%

(注) 接收面積は実測により変化することがある。
(資料) 総務局

環境と歴史的な地域特性を生かし、国際性を勘案した環境良好な街づくりを進めている。また、新山下住宅地区は周辺地域と一体となった良好な住宅地として、根岸住宅地区は森林公園と一体となった公園施設として利用することを考えている。

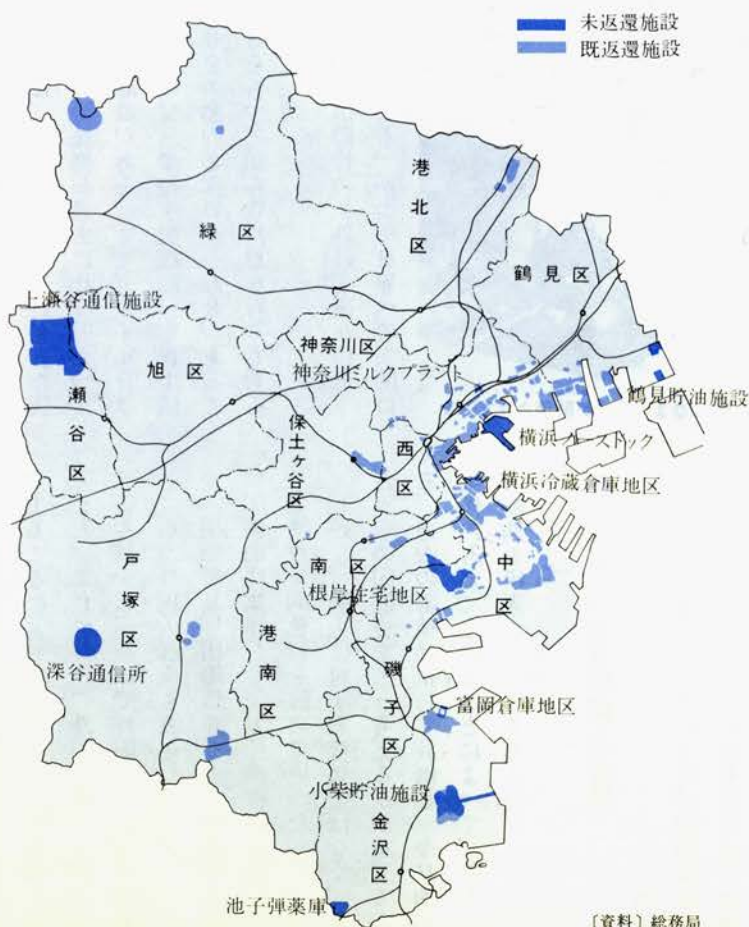
■早期全面返還に向けて

横浜市としては、今後とも市内の米軍基地の接収解除を強力に促進し、跡地の公共・公益的利用を図ることにより二一世紀を展望する街づくりを進めていく必要がある。

とくに、事実上閉鎖されている池子弾薬庫と使用が激減している横浜ノース・ドックについては、それらが横浜市にとっては非とも必要であること、また遊休状態にあることを強調し、その早期返還を強力に促進する必要がある。また、「みなとみらい21」計画区域内にある横浜冷蔵倉庫についても、この事業を遂行するため、当施設の早期返還を実現しなければならない。

しかし、最近の接収解除と跡地利用をめぐる情勢は非常に厳しくなっている。一つ

図-1 横浜市内の米軍基地位置図 (昭和57年6月現在)



[資料] 総務局

は、日米両国は、在日米軍基地が必要最少限度の段階に来ているとし、その安定的使用の確保を強く望んでいることであり、もう一つは、返還された国有財産の利用や処分について、いわゆる三分割・有償方式の答申が行われていることである。

横浜市としては、このような困難を克服して「よこはま21世紀プラン」に掲げる跡地利用構想を実現していかなければならない。そのためには、従来にもまして市、市議会、市民が一体となり、政府や米軍に対し市内米軍基地の早期全面返還を粘り強く要請していくことが一層重要になってい